

## 第 1 1 号議案

ガレリアかめおか条例の一部を  
改正する条例の制定について

ガレリアかめおか条例（平成 1 0 年亀岡市条例第 1 号）の一部を  
改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 3 年 1 1 月 3 0 日提出

亀 岡 市 長      栗   山   正   隆

ガレリアかめおか条例の一部を改正する条例

ガレリアかめおか条例（平成 1 0 年亀岡市条例第 1 号）の一部を  
次のように改正する。

第 1 5 条第 2 項を次のように改める。

2 目的外使用料は、別表第 4 に掲げる額の範囲内において、市長  
が定める額とする。

別表第 4 を次のように改める。

別表第4（第15条関係）

種 別	単 位	金 額
土地使用料	1年	固定資産評価基準により算定した額に100分の4を乗じた額
建物使用料（レストラン、物産市場、コンベンションビューロー、介護支援センター）	1年	固定資産評価基準により算定した額に100分の6を乗じた額に100分の105を乗じ土地使用料を加算した額

備考

- 1 営利を目的とする使用にあつては、上欄の金額の5倍に相当する額とする。
- 2 使用の期間が1年未満の端数を生じる場合には月割で計算し、1月未満の端数が生じる場合は日割計算する。この場合において、使用料の額は、月割にあつては年額を12で除した額とし、日割にあつては年額を365で除した額とする。
- 3 使用の期間が1日未満の場合は1日として計算する。
- 4 使用料の額に円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てる。
- 5 使用面積が1平方メートル未満の場合は、1平方メートルとして計算する。
- 6 この使用料には、附帯設備及び共用施設並びに冷暖房使用料を含む。
- 7 電気、ガス、水道、下水道及び電話の使用料は、別に実費を徴収する。
- 8 その他の目的外の占用料については、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

## ガレリアかめおか条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 ガレリアかめおかのレストラン等の目的外使用料について、固定資産評価額の変動等を適切に反映させるため、その上限額を次のとおりとすること。

種 別	単 位	金 額
土地使用料	1年	固定資産評価基準により算定した額に100分の4を乗じた額
建物使用料（レストラン、物産市場、コンベンションビューロー、介護支援センター）	1年	固定資産評価基準により算定した額に100分の6を乗じた額に100分の105を乗じ土地使用料を加算した額

- 2 この条例は、平成24年4月1日から施行すること。